

## 公開質問状の回答

### 民主党 青山明日香（千葉3区）

① 大変重要なお提案と考えます。

民主党政権時代には、政府予算には、視覚障害者に対する点字情報等の提供、手話通訳技術の向上、ITを活用した情報バリアフリーの促進、芸術文化活動の振興等を支援し、障害者の社会参加の促進を図る等の措置をしっかりと盛り込んできました。

ご提案の法律案については、今後研究させていただき、対応を検討したいと考えます。

② 民主党政権時代、東日本大震災を機に、官邸記者会見の手話通訳を開始した経緯があります。聴覚に障害を持った方々を含めてすべての方々に、政府などの情報を的確に伝えていくことの重要性を改めて認識した次第です。民主党は、手話に係る施策をさらに加速していきたいと考えます。

「情報・コミュニケーション法（仮称）」とあわせて、今後研究させていただき、対応を検討したいと考えています。

③ 障がいのある方のニーズを踏まえ、障がい者施策を着実に進めます。障害者総合支援法の附則を踏まえ、障害種別や程度、年齢、性別を問わず、難病患者も含めて、家族介護だけに頼らずに、安心して地域で自立した生活ができるよう、仕組みづくりや基盤整備、人材育成に取り組みます。こうした基本に立って、ご提起の問題について検討を進めてまいります。

④ 今年の通常国会で、民主党が主導して、障害福祉従事者の賃金を引き上げる介護職員・障害福祉従事者の処遇改善法を制定しました。また、「同一労働同一賃金法」を制定し、正規、非正規を問わず、すべての労働者の均等・均衡処遇、能力開発の機会を確保し、雇用形態を理由とした労働条件の不合理的な差別をなくします。

こうした経緯等をふまえ、手話通訳者の身分保障について、改善に向けて、十全な対策を講じていきます。

⑤ ご指摘を重く受け止め、資格制度のあり方などについて検討していきたいと考えます。

⑥ ご指摘を重く受け止め、厚生労働省関係審議会における審議状況を注視しつつ、検討を進めていきます。

⑦ 民主党は、「多様性」「社会的包摂」などを重視する政党です。この理念を大切にし、民主党政権時に成立させた障害者総合支援法、また民主党が主導して作ってきた障害者差別解消法の厳正な運用を含め、障害のある人もない人も共に生きる共生社会を目指していきます。聴覚障害者福祉政策についても、特段の力を入れて取り組んでいきたいと考えます。

**民主党 田嶋要 (千葉1区)**

- ① 賛成
- ② 賛成 先日キボールでの展示会で、このテーマに取り組んでおられる NPO の方々と本件お話をさせていただきました。
- ③ 研究します。
- ④ 基本的方向性に賛成
- ⑤ 研究します
- ⑥ 研究します。

**民主党 生方幸夫（千葉6区）**

- ① 現在の日本社会においては、障害者の情報へのアクセスやコミュニケーションを保障する制度が不十分なので、「情報・コミュニケーション法」を内閣府に立ち上げるべき。
- ② ろう者や保護者が日常生活や職場などで、自由に手話を使ったコミュニケーションがとれ、社会的に自由に生きられるために、「手話言語法（仮称）」は必要。
- ③ 聴覚障害者の方が不自由な生活を強いられないためにも、世界保健機構の基準値に改善するべき。
- ④ 聴覚障害者の社会参加の広がりとともに、手話通訳依頼が増加しているにも関わらず、それに対応する手話通訳者が不足している現状がある。手話通訳者は、人と人とのコミュニケーションを保障し、つながりを支援する大切な仕事です。今後は養成と身分保障などを解決して、正規職員雇用を高めていくべき。
- ⑤ 国家資格として、聴覚障害者の方をサポートする重要な仕事なので、しっかりとした身分保障を行うべき。
- ⑥ 筆談など、合理的配慮を行うことで、障害者と障害者でない者との均等な雇用機会を作るべき。聴覚障害者の採用時の面接には、筆談、手話通訳等の要約筆記の適切な方法をとることを明記する必要がある。
- ⑦ 障害のある人も、地域の一員として安心して暮らせる社会作りを目指して、障害者福祉サービスをはじめとする障害保険福祉施策を推進し、障害者制度の改革にも取り組みます。

## 民主党 若井やすひこ (千葉13区)

- ① わが国がようやく批准した「障害者権利条約」に規定されるアクセシビリティの保障と情報コミュニケーション技術の利活用は当然にして行われていくべきと考える。そのための政策を実施していく上において、新たな法制度が必要なのか、既存の法制度において対応可能なのかを見極めていくことが肝要。また、政策立案過程に、当該当事者が参画することは、当然のこととして保障されるべきである。
- ② コミュニケーションは本来、社会生活において不可欠なものであり、「手話」を言語とする聴覚障害者にとっては、まさにコミュニケーションツールとして「手話」を欠かすことはできない。そのためには、聴覚障害児者が手話を学ぶ機会が保障される社会環境をつくること、手話が音声同様の言語であることの普及啓発が必要である。2011年の障害者基本法改正において、別途法整備が必要となるかどうか、検討を行うべきものとする。
- ③ 障害認定の基準については、国際規範を鑑み、適宜見直す等の対応は常に求められるものとする。いずれにせよ、障害によって社会生活に何らかのサービスを必要とする方々に対しては、適切にサービスがいきわたることが基本である。
- ④ ⑤について  
意思疎通支援従事者である手話通訳等は各自治体の努力により育成途上にあるが、手話通訳士だけでは不足するため、登録手話通訳者などが研鑽を受けながら人材として活用されているのが現状であると認識する。しかし、聴覚障害者の社会参加の促進や意思疎通支援事業の普及により、需給バランスの特に質の面における課題は大きいのも現状である。医療や教育、就労などの場面では、高い専門性が求められる。手話通訳者や要約筆記者同志の研鑽やスーパービジョンの仕組みも必要であると同時に、その方々への身分保障のあり方とその資格のあり方について、検討を行い、必要な措置を講じなければならない。  
手話を言語とする聴覚障害者が、就職等の際に手話による面接を求めることは当然のことである。要約筆記についても同様である。その際、事業主側が「過重な負担」となるような事態が想定されるとすれば、公的助成のあり方についても検討されるべきであろう。現在、まさに指針案について取りまとめの議論がなされているが、障害者差別解消法が絵にかいたモチになってしまうことのないよう、十分な検証が行われなければならない。
- ⑦ 「障害者権利条約の批准はしたものの・・・」という状況をつくってはいけない。国際条約は、その批准が目的ではなく、あくまでもスタートであり、条約に則った国内法整備こそが重要となる。聴覚障害の方々をはじめ、障害者施策は当事者参画のもと、総合的かつ集中的に、障害当事者が権利主体であることを明確にして、自己決定・自己選択の原則が保障されるよう制度改革を立案改革していくことが必要と考える。そもそも、年齢や性別、障害の有無をこえて、だれもがその人らしく、当たり前で暮らせる社会、そんな社会を皆さんと一緒に創っていきましょう！ バリアフリーという概念（障害の除去）から「ユニバーサル社会」へ。私たち民主党は、小手先の改革ではなく、抜本的かつ総合的な障害者制度改革を不断の努力で進めていく。

**自由民主党 桜田よしたか (千葉8区)**

- ① 十分な審議を経て、日本の現状に即した法制度を検討していくことが大切だと考えています。また、審議・検討を重ねていく中で、当事者の皆様から意見をうかがうのは大変重要であり、当然と考えます。
- ② まずは改正障害者基本法にて様々な取組を行っていく事が大切と考えます。その後、「手話言語法（仮称）」が必要であることの世論、コンセンサスが得られればと思います。
- ③ 障害認定については、長年の科学的知見に基づき決定されるべきと考えています。日本の現在の基準、WHOの基準についてその差異・同じ箇所についてしっかりと整理をすることが大切だと思います。その整理の中で、結論が得られると考えます。
- ④ 雇用の形態については、一義的には雇用者側の問題であると考えます。まずは、行政・雇用者・社会で、「手話通訳者は正規雇用であるべし」との世論、コンセンサスが必要と思います。
- ⑤ 現在資格を有している人々、これから資格を得たいと考えている人々相互の理解がまず必要と考えます。また、資格制度を変更した場合に発生するデメリットなどについても十分な検討が必要です。
- ⑥ どこまで明記するかは、現在審議会等で検討されております。他の指針やガイドラインなどとの整合性も図らなければならないため、十分な検討がなされることを望んでいます。また、「過剰な負担」については、ちゃんと項目がありますので、その中で個別具体的に判断されると考えています。「等」を論拠にすることは中々ないのではないかと思います。
- ⑦ 手話でコミュニケーションを取れる人々を増やす事については取り組みたいと考えている。

**民主党 奥野総一郎（千葉9区）**

- ① 障害のあるなしにかかわらず、だれもが等しく情報に接する事ができるようにする事は当然の権利。そのための基盤整備の法制化は必要。ただし内閣府に置く事がいいのか。
- ② 手話を「言語」と規定した改正障害者基本法の理念を制度として生かすための法整備は必要。
- ③ WHOを基準に、より実態に則した不断の見直しが必要。
- ④ 手話通訳者のみならず、労働者全ての雇用を安定させることが重要。そのためにも「労働者派遣法改悪」など、労働条件を後退させる労働規制緩和を認めない。
- ⑤ 関係者のご意見をこれからも広く伺って考えさせて頂きたい。
- ⑥ 聴覚障がい者に対しても、健常者と同じように雇用機会が与えられるのは当然の事。

**日本共産党 わたなべ隆夫 (千葉7区)**

- ① 現状の情報アクセス・コミュニケーションの保障は不十分です。障害者の社会参加拡大のため、法制定は必要だと考えます。
- ② 法制定は必要です。ことし6月の県議会に提出された意見書提出の請願にも賛成しました。(日本共産党県議団)  
他党とも力を合わせ、ごいっしょにがんばります。
- ③ 現行の基準では、聴覚障害のある人は認定から外され、福祉サービスが受けられなくなります。  
国際基準なみにすること。科学的で障害者の実情を反映したものにする。
- ④ 専門職として、正規職員にするのが、当然です。
- ⑤ 社会的に認められる資格を与えることは当然だと思います。
- ⑥ 指摘されていることは当然だと考えます。  
中小企業者が、採用時に手話通訳者を依頼した場合は財政的支援が必要でしょう。
- ⑦ 障害者の福祉医療の「応能負担」を撤廃し、無料化をすすめること。

## 日本共産党 小松実 (千葉2区)

- ① ○現状は、情報アクセス・コミュニケーション保障は不十分。障害者の社会参加拡大のためにも法律の制定は必要。  
○障害者権利条約(21条)「表現および意見の自由ならびに情報の利用の機会」、障害者基本法改正付帯決議(法制度整備、その他必要な措置)の実現が求められる。
- ② ○法制定は必要。障害者、国民、他党とも力を合わせて法制定に力を尽くしたい。  
○本年6月の千葉県議会で共産党は、千葉県聴覚障害者協会から提出された「手話言語法制定を求める意見書提出請願」に賛成。(全会一致) \*意見書も全会一致可決
- ③ ○現行の基準では、日常会話や生活音が聞こえにくい人が認定から外され、必要な福祉サービスが受けられない。  
○国際基準並みにするのは当然。認定基準は、科学的なものであること、日常生活の困難さをきちんと反映したものであるべきと考える。
- ④ ○専門職として、正規職員とすることは当然。手話通訳者の安定した労働状態の保障は、聴覚障害者の社会参加を支援するうえで大切。  
○労災保険や公務災害が適用され、病気やケガに対する補償がきちんと行われるべき。労働者として、安心して働ける環境整備が求められる。
- ⑤ ○手話通訳者に対して、その専門性に見合って、社会的に認められる資格を与えることは必要。(大臣公認か、国家資格か、は慎重に判断した方がよいので、直接には触れない)  
○手話通訳者の負担なしに日常的な研修の機会を保障すること重要と考える。
- ⑥ ○指摘されていることは当然。  
○中小企業が採用時に手話通訳者などを依頼した場合は財政的支援が必要と考える。
- ⑦ ○聴覚障害者への財政的支援、人的支援。  
○障害者の福祉、医療の「応益負担」を撤廃し、無料化をすすめる。  
○障害のある人に重い負担となる消費税10%中止。

**日本共産党 笠原正実 (千葉10区)**

- ① ○現状は、情報アクセス・コミュニケーションの保障は不十分。障害者の社会参加拡大のためにも法律の制定は必要。  
○障害者権利条約（21条）「表現および意見の自由ならびに情報の利用の機会」、障害者基本法改正付帯決議（法制度整備、その他必要な措置）の実現が求められる。
- ② ○法制定は必要。障害者、国民、他党とも力を合わせて法制定に力を尽くしたい。  
○本年6月の千葉県議会で共産党は、千葉県聴覚障害者協会から提出された「手話言語法制定を求める意見書提出請願」に賛成。（全会一致）＊意見書も全会一致可決
- ③ ○現行の基準では、日常の会話や生活音が聞こえにくい人が認定から外され、必要な福祉サービスが受けられない。  
○国際基準並みにするのは当然。認定基準は、科学的なものであること、日常生活の困難さをきちんと反映したものであるべきと考える。
- ④ ○専門職として、正規職員とすることは当然。手話通訳者の安定した労働状態の保障は、聴覚障害者の社会参加を支援するうえで大切。  
○労災保険や公務災害が適用され、病気やケガに対する補償がきちんと行われるべき。労働者として、安心して働ける環境整備が求められる。
- ⑤ ○手話通訳者に対して、その専門性に見合って、社会的に認められる資格を与えることは必要。（大臣公認か、国家資格か、は慎重に判断した方がよいので、直接には触れない）  
○手話通訳者の負担なしに日常的な研修の機会を保障すること重要と考える。
- ⑥ ○指摘されていることは当然。  
○中小企業が採用時に手話通訳者などを依頼した場合は財政的支援が必要と考える。
- ⑦ ○聴覚障害者への財政的支援、人的支援。  
○障害者の福祉、医療の「応益負担」を撤廃し、無料化をすすめる。  
○障害のある人に重い負担となる消費税10%中止。

## 日本共産党 かもしだ安代 (千葉9区)

- ① 障害者の皆さんの、社会参加を広げるためにも、この法律を制定することが必要です。
- ② 法の制定は必要なので、国民のみなさんや他党とも協力して、力をつくしたい。
- ③ 現在の基準では、聞こえにくい人が認定から外され、必要な福祉サービスが受けられません。国際基準なみにするのは当然と考えます。
- ④ 専門職として正規職員にすることは当然のことです。  
障害者の方々の社会参加を手助けする労働者として安心して働けるようにすべきです。
- ⑤ 専門性に合った資格を与えることは必要と考えます。
- ⑥ ご指摘されていることは、当然のことだと思います。  
中小企業が採用時に手話通訳などを依頼した場合財政的支援が必要と思います。
- ⑦ 財政的、人的支援  
医療費の無料化  
消費税10%中止で暮らしの支援

**日本共産党 かばさわ洋平 (千葉3区)**

- ①
  - 1 現状は、情報アクセス・コミュニケーションの保障は不十分です。障害者の社会参加拡大のためにも法律の制定は必要であります。
  - 2 障害者権利条約（21条）「表現および意見の自由ならびに情報の利用の機会」、障害者基本法改正付帯決議（法制度整備、その他必要な措置）の実現が求められます。
- ②
  - 1 法制定は必要。障害者、国民、他党とも力を合わせて法制定に努力します。
  - 2 本年6月の千葉県議会で共産党は、千葉県聴覚障害者協会から提出された「手話言語法制定を求める意見書提出請願」に賛成し、意見書も全会一致で可決となりました。
- ③
  - 1 いまの基準では、日常の会話や生活音が聞こえにくい人が認定から外され、必要な福祉サービスが受けられない。
  - 2 国際的な基準なみにするのは当然です。認定基準は、科学的なものであること、そして日常生活の困難さをきちんと反映したものであるべきと考えます。
- ④
  - 1 専門職として、正規職員とすることは当然です。手話通訳者の安定した労働状態の保障は、聴覚障害者の社会参加を支援するうえで大切です。
  - 2 労災保険や公務災害が認定され、病気やケガに対する補償がきちんと行われるべきです。労働者として、安心して働ける環境整備が求められます。
- ⑤
  - 1 手話通訳者に対して、その専門性に見合って、社会的に認められる資格を与えるべきです。
  - 2 手話通訳者の負担なしに、日常的な研修の機会を保障することは重要です。
- ⑥
  - 1 ご指摘されていることは当然です。
  - 2 中小企業が採用時に手話通訳者などを依頼した場合は財政的支援が必要と考えます。
- ⑦
  - 1 聴覚障害者の福祉、医療の「応益負担」を撤廃し、無料化をすすめる。
  - 2 障害者への財政的支援、人的支援を強める。
  - 3 障害のある人に重い負担となる消費税10%中止。

**無所属 西尾憲一（千葉４区）**

- ① 人は生活していくうえで、コミュニケーションはとても大切であり、障害者も等しくコミュニケーションがとれるよう「情報コミュニケーション法（仮称）」の制定は、必要であり、実現に努力いたします。
- ② 障害者も健常者と等しく、コミュニケーションがとれるよう、支援する上からも、「手話言語法（仮称）」の制定が必要であり、実現に努力したいと考えます。
- ③ 我が国の聴覚障害認定は、厳しすぎます。国際共通基準を採用し、軽度聴覚障害者を福祉の対象にして、救済すべきと考えます。
- ④ 聴覚障害者にとって手話通訳者は、極めて重要な任務を担っており、専門職として、正規職員として、雇用することが大切であり、支援して参りたいと考えます。
- ⑤ 国家資格へと格上げすることによって、手話通訳士の社会的地位を高め、収入を安定させる必要があり、賛成です。支援して参りたいと考えます。
- ⑥ 聴覚障害者が少しでも健常者並みに、活動できるように、国家として、科学技術の開発に力を入れてまいりたいと考えます。

**日本共産党 小野里定良 (千葉8区)**

- ① 障害者の社会参加をひろげるためにも法制定は必要です。  
同時に、国民全体にかかわる問題として、昨年末に幅広い国民の反対の声を無視して強行可決した特定秘密保護法の廃止を求めてまいります。
- ② 他党とも力を合わせ、法制定に力をつくしたいと思います。  
すべての国民に手話を学ぶ機会が保障され、自由に手話ができる社会の実現をめざす運動に、心から賛同します。
- ③ 国際基準に合わせることは当然だと考えます。  
現行の認定基準は、聴覚・言語障害に限らず厳しすぎます。視覚障害など他の障害も含め、日常生活の困難さをきちんと反映した科学的なものに改める必要があります。
- ④ 専門職としての正職員化は当然です。  
聴覚障害者の社会参加を支える仕事として重要であるだけでなく、手話通訳者が労働者として安心して働ける環境の整備が必要です。
- ⑤ 手話通訳という専門性に見合った資格にすることが必要です。
- ⑥ ご指摘の通りだと考えますが、中小零細企業の場合は実際に「過重な負担」となることも考えられ、財政的な支援が必要です。
- ⑦ 聴覚障害者に限らず、障害者全体の経済的支援、行政サービスの拡充。  
障害者福祉・医療における応益負担の廃止・無料化。  
経済的弱者、障害者に重い負担となっている消費税の10%への引き上げ中止。

### 日本共産党 みわ由美（千葉6区）

- ① 障害者権利条約の内容に照らして、障害者の情報アクセス権の保障についての我が国の現状は不十分だと考えます。「情報アクセス・コミュニケーション法」のような法整備は当然必要です。
- ② 6月の千葉県議会では、県聴覚障害者協会から出された「手話言語法制定を求める意見書提出請願」に基づき全会一致で意見書が採択されました。日本共産党も賛成しています。当事者や他党とも力を合わせて法制定に努力します。
- ③ 日常生活に大きな支障を抱える方が認定からはずされている現状は改善すべきです。認定基準を、国際基準並みに科学的知見と当事者の日常生活の困難を踏まえたものにするのも当然です。
- ④ 手話通訳者を、専門職として正規職員で雇用することは当然です。労働者としての権利が保障されるべきなのも同様です。
- ⑤ 資格の変更については今後の議論が必要だと思いますが、手話通訳者の専門性に見合った資格が与えられることは必要なことだと考えます。資格以外にも、当事者の経済的負担なしに、研修の機会が保障されることが重要です。
- ⑥ 採用時面接で、適切な方法をとるべきことは当然です。ただ中小企業が採用時に手話通訳者を依頼した場合などには、中小企業に対する財政的支援が必要と考えます。
- ⑦ 聴覚障害者に限りませんが、いわゆる「応益負担」をやめさせ、障害者の福祉・医療の無料化を進めます。

### 維新の会 太田かずみ (千葉8区)

- ① 障害者権利条約21条や改正障害者基本法の国会付帯決議などに基づいて、聴覚障害者制度改革推進中央本部が法の骨格について提言されていることは承知しています。表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会を保障する根拠法として注目しています。実現のお力になればと考えています。
- ② 障害者権利条約2条ほか、また改正障害者基本法3条ほか等に基づき、司法、立法、行政、医療、教育等のあらゆる分野で手話によるコミュニケーションと情報提供が保障される根拠として、手話言語法の制定が必要と考えています。
- ③ 現行の障害認定基準をWHO基準並みに改正することが必要と考えます。
- ④ 手話通訳者がボランティア的な位置づけから名実ともに脱し、社会的な位置づけや待遇を高めてかないと、聴覚障害者のニーズに応えられません。同一労働同一賃金の実現など、労働法制の改革も必要です。
- ⑤ 提起を重く受け止め、検討していきます。
- ⑥ 採用時の面接には筆談はじめ手話通訳、要約筆記等適切な方法をとることが明記されるべきと考えます。
- ⑦ 自治体により手話通訳者や要約筆記者の派遣条件に差がある現状を正し、障害者がどこに住んでも安心して生活できるよう、格差を是正していくことが必要と考えます。

**日本共産党 吉田まさよし (千葉1区)**

- ①聴覚に障害をもつ団体が社会参加することは当然のことであり、法制定は必要です。現状では、情報アクセス・コミュニケーションの保障は不十分です。当事者団体が切実な要望にもとづいて討論を積み重ねて市民理解のもとで法制化を図ることが望ましいと考えます。
- ②法制化は必要です。基本は手話が言語であることを定め、手話教育や聴覚障害者が働きやすい環境づくりが必要と考えます。日本共産党は、千葉県聴覚障害者協会から提出された「手話言語法制定を求める意見書提出請願」に賛成し、千葉市議会においても「手話言語条例」制定の質問をすでに行っています。
- ③聴覚障害に限らず、身体障害者の認定は実態とかけはなれており速やかな改善が必要です。世界的な基準に合わせるとともに支援サービスが十分行われなければならないと考えます。
- ④手話通訳者は、現在では非常勤嘱託職員であることが多いと認識しています。専門職として、正規職員とすることは当然です。雇用をきちんと守った待遇をしなければなりません。そうしたことが手話言語条例の制定につながると考えます。
- ⑤手話通訳は専門職であることを前提に資格化を勧めることがもとめられます。また、手話通訳者の負担なしに日常的な研修の機会を保障することが重要と考えます。
- ⑦千葉県聴覚障害者センターが関わる施設などに対する支援、手話通訳者要請への支援、災害時における聴覚障害への対応などが必要であると考えます。

以上

## 日本共産党 浅野ふみ子 (千葉5区)

### ①法制定は必要であると考えます。

本年、我が国が批准した「障害者権利条約」は、その前文で「障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要である」と述べています。現状は、情報の提供やコミュニケーションの保障が十分であるとはとても言えず、この点で健常者との間には明らかな差別が存在しています。聴覚障害者の権利を侵害し、条約に反している状況であり、放置すべきではないと考えます。

また、2011年改正の障害者基本法は付帯決議で、情報コミュニケーションに関する制度の検討、法の整備等を講ずるよう定めており、これに即した対応が早急に必要と考えます。

災害時において、聴覚障害者への情報伝達とコミュニケーション保障を確保するうえでも、法制化を急ぐべきであり、私は全力で取り組みます。

### ②法制定は必要であると考えます。

過去、日本では、「日本語の習得を妨げる」という理由で、ろう学校での手話が禁止された時代があったと聞いています。2011年の障害者基本法改正で、手話が日本語と対等な言語であると位置づけられたことは、聴覚障害者や健常者が手話を学ぶこと、話すことを促進するうえで重要な前進だったと思います。ただ、手話言語に関する具体的な法整備はいまだ不十分であり、聴覚障害者や健常者が職場や日常生活で自由に手話を使える環境を整えるため、法制定が必要です。

なお、日本共産党千葉県議団は、千葉県聴覚障害者協会から提出された「手話言語法制定を求める意見書提出請願」に賛成しております。

### ③WHOなみに、認定基準を緩和すべきです。

現行の基準は厳しすぎ、生活に支障がある人でも認定されず、福祉サービスを受けられません。国際機関の基準なみに変更すべきです。「聴こえ」の障害は一樣でないことから、純音の聴こえのみに依拠した現在の認定方法を改める必要があります。私は、障害の実態に即した認定を国に求めます。

また、本年、全ろうを偽って身体障害者手帳を取得したとされる佐村河内氏問題を契機に、厚労省が認定基準の一部厳格化をはかっています。この事件に乗じて、現在でも厳しい認定基準を、一律にいつそう厳しくすることのないよう、私は求めてまいります。

### ④当然正規職員として雇用すべきと考えます。

手話通訳は専門性が高く、今後は需要も確実に増える仕事です。正規職員として、安定した労働条件のもとで従事できてこそ、通訳者は継続して聴覚障害者の社会参加を支えることができます。新たな担い手を増やすためにも、安定した職場であるべきです。登録手話通訳者が、「労働者ではない」という理由で、病気やケガに対する補償を受けられない、という例が少なくありません。正規職員での雇用をすすめるとともに、すべての手話通訳者の待遇を改善すべきと考えます。

### ⑤その専門性に見合った資格が必要と考えます。

### ⑥「手話通訳、要約筆記等」と明記すべきです。

手話通訳、要約筆記は、聴覚障害者にとって、通常使われる欠かせないコミュニケーション方法であり、事業者が採用面接に際して、これらの配置を図るのは障害者雇用促進

法における「合理的配慮」にあたると思います。また、障害者基本法の第三条は、可能な限り障害者自身が「意思疎通のための手段」を選択すべきと規定しています。厚労省は指針に手話通訳、要約筆記を明記し、事業者に「合理的配慮」として要請すべきです。なお日本共産党は、2013年の障害者雇用促進法改正案に対して修正案を提出し、事業者が「合理的配慮」を行わないことを防ぐため、「過重な負担」の範囲を指針に定めること、差別禁止や均等機会の確保を定めた規定に違反した事業者が、勧告を行っても従わなかったときには、公表することができること、等を加えました。

⑦○聴覚障害者の参政権保障をすすめます。

- ・手話や字幕での政見放送を義務づけます。
- ・選挙期間中、政党代表らが出演するテレビ放送に手話、字幕をつけさせる仕組みをつくります。
- ・街頭での候補者演説を、文字情報として提供することが可能になるよう、公職選挙法を改正します。

○テレビでの手話放送をすすめます。

○テレビやインターネットでの国会中継に、字幕や手話を加えます。

## 日本共産党（比例 南関東ブロック）

志位和夫／はたの君枝／さいとう和子／えんどう明子／岡崎ゆたか

- ①今年1月に批准された障害者権利条約や「改正」障害者基本法などに基づけば、みなさんがご要望されている「情報・コミュニケーション法」の制定は当然のことです。法制化検討会を設置し、検討会での当事者比率を高めることは重要であり、国が実践の先頭に立つべきと考えます。
- ②日本共産党は、自治体の意見書や条例の採択に賛同して来ました。手話は言語のひとつです。手話の獲得を保障し、自由に手話が使え環境を整えることは重要であり、「手話言語法」制定のためみなさんと力を合わせます。
- ③わが国の聴覚障害者手帳取得のための基準はあまりにも厳し過ぎます。WHO基準なみに広く認定できるようすべきと考えます。
- ④手話通訳士の専門性に見合った身分保障は、一刻も早くすすめなければなりません。また通訳士の養成を確実にすすめるためにも、自治体が直接、正規職員として雇用するなど、公的責任で正規職員化等を行うべきです。
- ⑤手話通訳士の資格を国家資格に格上げし、それに見合った待遇改善を行うべきです。
- ⑥障害者権利条約が批准されたもとでは、条約の水準で、あらゆる施策の見直しが必要です。障害者雇用促進法は、求人・採用など、障害を理由に不当な差別的なあつかいをしてはならないとしています。それに沿って、適切な方法を取るよう明記すべきと考えます。
- ⑦・参政権を保障するため、政見放送に手話や字幕を義務付けます。
  - ・障害者のコミュニケーション手段の自己選択・自己決定を尊重し、社会参加を保障するため「情報・コミュニケーション法」を設定するとともに、「手話言語法」の制定を求めます。
  - ・アクセシブルな情報通信技術（ITC）の調達を政府に義務付けるとともに、「新技術」開発段階からの障害者の参加を保障するよう求めていきます。

## 日本共産党 斉藤和子 (千葉4区)

- ①情報アクセス・コミュニケーションの保障は不十分。障害者の社会参加拡大のためにも法律の制定は必要と考えます。
- ②法制定は必要。障害者、国民、他党とも力を合わせて法制定に力を尽くしい。千葉県議会でも、千葉県聴覚障害者協会から提出された「手話言語法制定を求める意見書提出の請願」に日本共産党は賛成しました。
- ③現行の基準では、日常の会話や生活音が聞こえにくい人が認定から外され、必要な福祉サービスが受けられない。  
国際基準並みにするのは当然です。認定基準は、科学的なものであること、日常生活の困難さをきちんと反映したものであるべきと考えます。
- ④専門職として、正規職員とすることは当然です。手話通訳者の安定した労働状態の保障は、聴覚障害者の社会参加を支援するうえで欠かせない。  
労災保険や公務災害が適用され、病気やケガに対する補償がきちんと行われるべき。労働者として、安心して働ける環境整備が求められます。
- ⑤手話通訳者に対して、その専門性に見合って、社会的に認められる資格を与えることは必要です。  
手話通訳者の負担なしに日常的な研修の機会を保障することも重要だと考えます。
- ⑥指摘されていることは当然。  
中小業企業が採用時に手話通訳者などを依頼した場合は財政的支援が必要と考えます。
- ⑦公共交通機関などに電光掲示板を増やし、電車が止まるなどトラブルがあった時の状況が表示かれ、どう対応したら良いのか、一目で情報がつかめるようにする必要があると考えます。  
マタニティマークのように、聴覚障害のマークをつくったらどうか。あくまでも携帯は任意で、けっして強制はしない。

## 日本共産党 椎名史明 (千葉11区)

- ①情報アクセス・コミュニケーションの保障は不十分。障害者の社会参加拡大のためにも法律の制定は必要と考えます。  
障害者権利条約(21条)「表現および意見の自由ならびに情報の利用の機会」、障害者基本法改正付帯決議(法制度整備、その他必要な措置)の実現が求められる。
- ②法改正は必要であり、障害者、国民、他党とも力を合わせて法制定に力を尽くしたい。  
本年6月の千葉県議会で共産党は、千葉県聴覚障害者協会から提出された「手話言語法制定を求める意見書提出請願」に賛成。(全会一致) 意見書も全会一致可決されました
- ③現行の基準では、日常の会話や生活音が聞こえにくい人が認定から外され、必要な福祉サービスが受けられません。  
国際基準並みにするのは当然であり、認定基準は、科学的なものであること、日常生活の困難さをきちんと反映したものであるべきと考えます。
- ④専門職として、正規職員とすることは当然です。手話通訳者の安定した労働状態の保障は、聴覚障害者の社会参加を支援するうえで大切だと考えます。  
労災保険や公務災害が適用され、病気やケガに対する補償がきちんと行われるべきであり、労働者として、安心して働ける環境整備が求められます。
- ⑤手話通訳者に対して、その専門性に見合っ、社会的に認められる資格を与えることは必要です。手話通訳者の負担なしに日常的な研修の機会を保障することは重要と考えます。
- ⑥指摘されていることは当然だと考えます。中小企業が採用時に手話通訳者などを依頼した場合は財政的支援が必要と考えます。
- ⑦聴覚障害者への財政的支援、人的支援。  
障害者の福祉、医療の「応益負担」を撤廃し、無料化をすすめる。  
障害のある人に重い負担となる消費税10%中止。

## 日本共産党 中川勝敏 (千葉13区)

- ①・現状は、情報アクセス・コミュニケーションの保障が不十分です。障害者の社会参加拡大のためにも法律の制定は必要だと考えます。
  - ・障害者権利条約(21条)「表現および意見の自由、ならびに情報の利用の機会」、障害者基本法改正付帯決議(法制度整備、その他必要な措置)の実現が求められます。
- ②・法制定は必要。障害者、国民、他党とも力を合わせて法制定に力を尽くします。
  - ・本年6月の千葉県議会で共産党は、千葉県聴覚障害者協会から提出された「手話言語法制定を求める意見書提出請願」に賛成。(全会一致) 意見書も全会一致可決されました。
- ③・現行の基準では、日常の会話や生活音が聞こえにくい人が認定から外され、必要な福祉サービスが受けられません。
  - ・国際基準並みにするのは当然です。認定基準は、科学的なものであること、日常生活の困難さをきちんと反映したものであるべきと考えます。
- ④・専門職として、正規職員とすることは当然です。手話通訳者の安定した労働状態の保障は、聴覚障害者の社会参加を支援するうえで大切です。
  - ・労災保険や公務災害が適用され、病気やケガに対する補償がきちんと行われるべきです。労働者として、安心して働ける環境整備が求められます。
- ⑤・手話通訳者に対して、その専門性に見合って、社会的に認められる資格を与えることは必要です。
  - ・手話通訳者の負担なしに日常的な研修の機会を保障することは、とても重要だと考えます。
- ⑥・指摘されていることは当然だと思います。
  - ・中小企業が採用時に手話通訳者などを依頼した場合は、財政的支援が必要と考えます。
- ⑦・聴覚障害者への財政的支援及び人的支援。
  - ・障害者の福祉、医療の「応益負担」を撤廃し、無料化を進める。
  - ・障害のある人に重い負担となる消費税10%は中止に。